

株式会社 まご心
あっとほーむケアまごの手

介護予防・日常生活支援総合事業
第一号訪問事業【介護予防訪問介護相当事業】

契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 まご心
主たる事務所の所在地	〒038-0059 青森市大字油川字柳川54番8
代表者(職名・氏名)	代表取締役 大山 由紀子
電話番号・FAX	TEL 017-763-2320 FAX 017-763-2321

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	あつとほ一むケアまごの手
サービスの種類	介護予防訪問介護相当事業
事業所の所在地	〒038-0059 青森市大字油川字柳川54番8
電話番号・FAX	TEL 017-763-2320 FAX 017-763-2321
指定年月日・事業所番号	平成26年4月1日指定 0270104748
管理者の氏名	田村 淳子
通常の事業の実施地域	青森市全域

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当事業を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事

等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前8時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、午前6時から午後10時まで対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 8人 非常勤 4人
初任者研修	常勤 0人 非常勤 4人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号訪問事業の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者 負担 (1割)	利用者 負担 (2割)	利用者 負担 (3割)
訪問型サービスⅠ	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	1,176単位	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービスⅡ	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	2,349単位	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者	3,727単位	3,727円	7,454円	11,181円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額(1月につき)			
		基本利用料	利用者 負担 (1割)	利用者 負担 (2割)	利用者 負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・役職や職務内容に応じた整備 ・スキルアップのための研修や資格取得支援の実施 ・経験や資格に応じた昇給制度の整備 ・賃金以外の職場改善に対する取り組み 	基本利用料に 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 24.5% が合計金額に加算されます			

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 支払い方法

毎月、10日頃に前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。
 お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
 お支払いの方法は、現金集金、銀行・郵便振込の2通りの中から自由によびます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び青森市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 017-763-2320 FAX 017-763-2321 担当: 林 朝美
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市健康福祉部介護保険課 ※指定基準に関する相談等	所在地 青森市新町1丁目3番地7号 (アウガ内) 電話番号 017-734-5257 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	青森市健康福祉部高齢者支援課 ※サービスに関する相談等	所在地 青森市新町1丁目3番地7号 (アウガ内) 電話番号 017-734-5326 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課 ※サービスに関する苦情申し立て	所在地 青森市新町2丁目4番1号 電話番号 017-723-1336 受付時間 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

12. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措

置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための責任者を選定します。
・虐待防止に関する責任者:代表取締役 大山 由紀子

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。